

**新型コロナウイルス感染症の  
感染症法上の位置付け変更に伴う  
島根県の医療提供体制等**

令和5年4月25日

## 感染症法上の位置付け変更に伴う主な政策・措置の見直し（国方針）

医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外来は幅広い医療機関が患者の診療に対応する体制へと移行</li> <li>• 入院は全ての病院で対応することを目指す</li> <li>• 入院調整は行政による調整から医療機関間での調整を基本</li> </ul>
患者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• コロナ治療薬の公費負担を継続（9月末まで）し、検査その他の外来医療費は自己負担</li> <li>• 入院医療費は高額療養費の自己負担限度額から2万円を上限に軽減（9月末まで）</li> <li>• 自治体の相談窓口機能は継続（9月末まで）</li> </ul>
高齢者施設等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平時からの取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等は当面継続</li> </ul>

### 島根県の主な対応

- 基本的には**国方針に沿って円滑な移行を目指す**
- 外来医療は、現行の診療体制を維持しつつ、新たな医療機関の参画を促す
- 入院医療は、**引き続き病床を確保**のうえ、原則は**医療機関間での入院調整を行い**、9月末までは入院調整本部を残し、病床ひっ迫時等に備える
- 病院における外来・入院・救急の制限状況を県で一元的に把握し、定期的（週1回）に公表
- 宿泊療養施設、自宅療養者向け健康観察・物資支援は終了
- **高齢者施設等への対応、療養支援は継続**
- 高齢者施設等におけるクラスター発生の把握・公表の継続

# 感染症法上の位置付け変更後（5月8日～9月）の相談・医療提供体制等

【健康相談コールセンター】  
看護師を配置し、24時間体制で県民からの健康相談等に対応

## 【県民】

発熱等

自己検査陽性



## 【療養】

### 【療養の目安】

- ・発症後5日間を経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控える
- ・10日間が経過するまでは、マスクの着用やハイリスク者との接触を控える

患者の同居家族等は、患者の発症日を0日として、7日目までは手洗い等の手指衛生や換気等の基本的な感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等のハイリスク者との接触を控える等の配慮

受診

療養中・療養後の症状  
についての相談・受診

退院

## 【外来対応医療機関】 341か所（4月24日時点）

- ・引き続き対応医療機関を増やすよう取り組む



- ・効率的な感染対策・普通の風邪と同様に診察
- ・必要な検査、入院の要否判断
- ・入院調整（ITの活用など）

- ・医療費の公費支援：コロナ治療薬  
（コロナ治療薬以外は検査を含め自己負担あり）



医療機関間で  
入院調整

ひっ迫時には  
行政が関与

## 【入院医療機関】 県内全46病院 最大438床を確保

- ・上記のほか、有床診療所でも患者受け入れを進める
- ・感染状況に応じて病床数を調整



- ・効率的な感染対策  
（病棟から病室単位の感染管理）
- ・各病院で対応可能な医療レベル  
まで対応

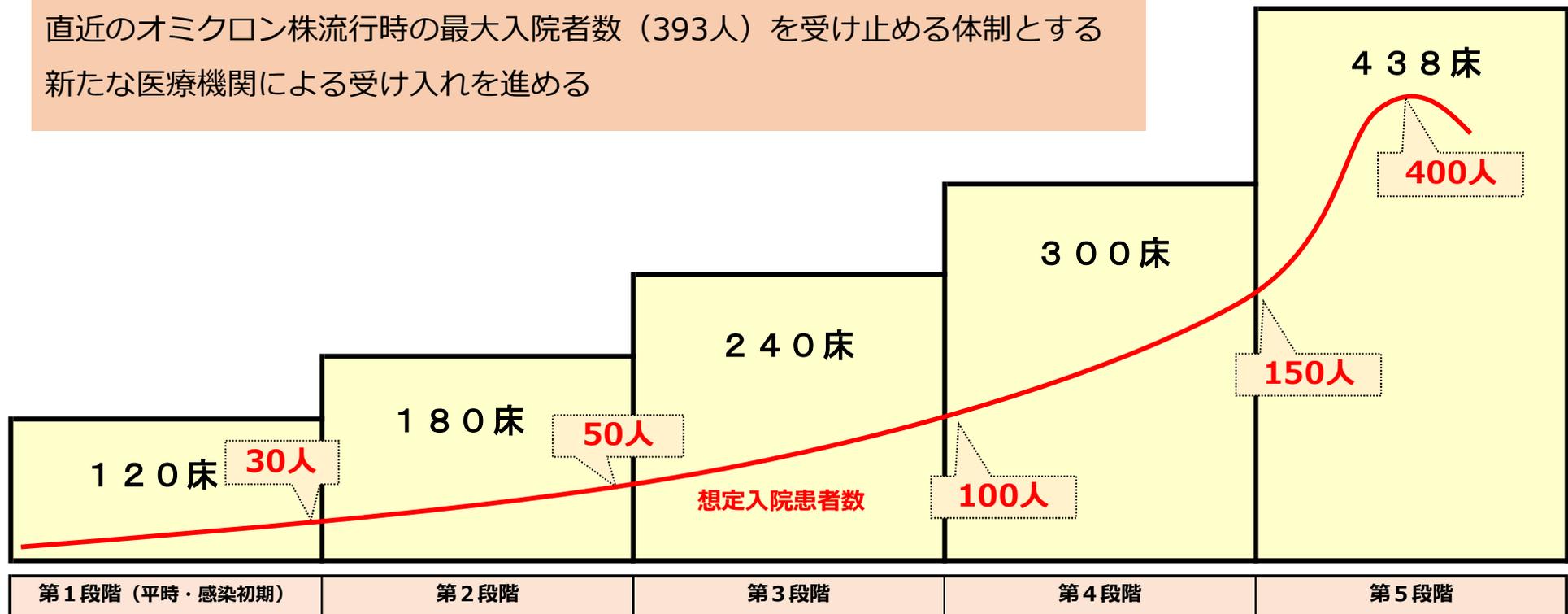
- ・医療費の公費支援：高額療養費  
負担限度額から2万円を減額



## 新型コロナウイルス感染症における島根県病床確保計画（位置付け変更後の対応）

- ・ 感染拡大が生じた場合に備え、これまでどおり必要な医療提供体制を確保（9月末まで）
- ・ 10月以降、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行

直近のオミクロン株流行時の最大入院者数（393人）を受け止める体制とする  
新たな医療機関による受け入れを進める



5類感染症への変更により

日常における基本的な感染対策は、個人や事業者の判断によります

✓ 手洗い等の手指衛生 や 換気 は、引き続き、感染対策として有効です



✓ 医療機関を受診するとき、高齢者施設等を訪問するときは、マスクの着用を推奨します



✓ 発熱などの体調不良にそなえて、準備しておきましょう

● 新型コロナ抗原検査キット

「一般用」または「医療用」をご使用ください

● 解熱鎮痛薬



3月13日から

新型コロナウイルス感染症

## マスクの着用は 個人の判断が基本 となっています

- ✓ マスクの着用は、感染予防対策としては、自分が感染しないためだけでなく、周りの方に感染させないための有効な手段の一つです。
- ✓ 高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨します。

### マスク着用を推奨する場面

- 医療機関を受診するとき
- 医療機関や高齢者福祉施設等への訪問時と、  
これらの施設等の従事者の勤務時
- 通勤時など混雑した電車やバスに乗車するとき
- 重症化リスクの高い方が混雑した場所に行くとき

- 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重してください。
- 事業者が感染対策上の理由等により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることはできます。



症状がある方、検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方で、  
通院等でやむを得ず外出するときは、マスクの着用を推奨します。